

巻頭言

「視覚障害の認定基準の見直し」

理事長 新谷 友良

新聞報道がありましたのでご存知の方も多いと思いますが、視覚の障害認定基準について、有識者・関係者による検討会が厚生労働省の中に立ち上がり、1月からその検討が始まっています。

この検討会は、日本眼科学会と日本眼科医会との共同報告書を受けて厚労省が立上げを決めたものですが、報告書は「身体障害者の等級を両眼の視力の和で判定するのではなく、両眼で見たときの視力か、視力の良い方の眼の視力で判定することが望ましい」としています。簡単に言えば、両眼の視力の合計という計算上の数値を基準とするのではなく、日常生活での見え方（両眼で見たときの視力または良いほうの眼の視力）を基準にすることを求めていると理解されます。

聴覚障害に関しては、私たちはデシベルダウンの主張として「認定基準を世界保健機関（WHO）の基準にあわせる」ことを求めています。しかし、その要求はなかなか厚生労働省を動かすことが出来ずに、「身体障害の認定基準については、各障害種別のバランスを維持しながら、医学的・専門的観点から審議された結果に基づき進められています。」という回答にいつも遮られています。しかし、このような厚生労働省の対応も、今回の視覚障害の認定基準検討で、見直しが迫られるのではないかと感じます。

今回の検討会立上げの動きで非常に参考になるのは、視覚障害の当事者団体と医療関係者の団体が連携を保って認定基準の見直しを働きかけている点です。前述の報告書をまとめる作業は平成22年から始まっており、報告書の完成は平成28年8月です。6年の歳月をかけた当事者・医療関係者の計画的な取り組みが厚生労働省を動かしたと思われまます。また、データ収集にあたっては国立リハビリテーションセンターや東京都心身障害者福祉センターが協力しています。

ご承知のように、聴覚障害者のコミュニケーション方法の調査を含んだ身体障害者・児の実態調査は平成18年で終了し、平成23年からは「生活のしづらさなどに関する調査」に変わっています。聴覚障害についての基礎的なデータの継続性が無くなっている現在、聴覚障害の認定基準見直しにあたっては医療関係者と当事者団体が連携して、確証のあるデータを基にして要望をまとめることが非常に大切な課題と考えまます。